

全項目評価書の記載内容の主な変更部分(固定資産税・都市計画税に関する事務)

項目	評価書の項目	現在公表中の記載内容(H31.4.4時点)	再実施後の記載内容	コメント
1	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 4 ①システムの名称	eLTAX	eLTAX審査システム	地方税共同機構が運営しているシステムが複数あるため、詳細にeLTAX審査システムと記載することとする。
2	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 4 ②システムの機能	・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・償却資産申告データの連携	地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受け付けた電子データを受領するシステム。 ・申告(償却資産申告等)データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特定個人情報ファイル(本人確認用)を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送付する機能	
3	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる報連携 ①実施の有無	2)実施しない	1)実施する	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1項第5号」にて、固定資産税の減免に関する事務において納税義務者に係る生活保護実施関係情報を利用することができるためと定められたため。
4	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる報連携 ②法令上の根拠	(新規)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1項第5号	
5	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・識別情報・連絡先等情報(略) ・業務関係情報 地方税関係情報	・識別情報・連絡先等情報(略) ・業務関係情報 地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1項第5号」にて、固定資産税の減免に関する事務において納税義務者に係る生活保護実施関係情報を利用することができるためと定められたため。
6	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【識別情報】・【4情報及び連絡先等情報】(略) 【業務関係情報】 ・地方税関係情報：固定資産税・都市計画税の評価額・税額の算出のため ・算出した税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため	【識別情報】・【4情報及び連絡先等情報】(略) 【業務関係情報】 ・地方税関係情報：固定資産税・都市計画税の評価額・税額の算出のため ・算出した税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、減免の審査を行うため	
7	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙	紙、情報提供ネットワークシステム	
8	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている 1件	提供を行っている 2件	
9	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	(新規)	リスク1~4	
10	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供提供先2	(新規)	地方税共同機構	eLTAXシステムにおいて、地方団体が特定個人情報ファイル【本人確認用】を地方税ポータルセンタへアップロードする機能が実装されたため。